

## 連合北海道 「2015 春季生活闘争・当面の取り組み（その 1）」

### I. 最近の特徴的な動き

#### 1. 至近の経済情勢について

昨年末に内閣府が発表した 2013 年度国民経済計算確報では、家計貯蓄率がマイナス 1.3% となり、比較可能な統計が出ている 1955 年以降で初のマイナスとなった。雇用者報酬が低迷している中で、貯蓄を取り崩し消費を行った結果であると考えられる。

一方、総務省が発表した 11 月の消費者物価は、原油価格の下落が上昇率を押し下げたものの、総合指数は前年同月比で 2.4 ポイント（生鮮食品を除く総合指数で 2.7 ポイント）上昇し、18 ヶ月連続のプラスとなった。

#### 2. 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策について

政府は、総額 3.5 兆円規模の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定した。景気回復を実感できていない低所得者層や子育て世代、地方の中小企業などへの対策が最も求められる中で、本対策の中身は総花的でメリハリがなく、その目的である個人消費のてこ入れや地方経済の底上げへの効果は不透明である。対策の裏付けとなる 2014 年度補正予算案とあわせ、国会における与野党の真摯な議論を通じて対策の内容・規模が十分に精査されることを求める。

#### 3. 与党「平成 27 年度税制改正大綱」について

自民・公明両党は「平成 27 年度税制改正大綱」を取りまとめた。企業の国際競争力を優先する一方で、所得再分配機能の強化など生活者目線に立ったくらしの底上げをはかる観点が欠如しており、評価できない。今後国会での十分な審議・修正を求める。

#### 4. 「2015 年度政府予算案」の閣議決定について

1 月 14 日、政府は一般会計総額を当初予算としては過去最大の 96.3 兆円とする 2015 年度予算案を閣議決定した。予算案は、いわゆるアベノミクスが助長した格差を是正する姿勢が見られず、社会的セーフティネットの充実・強化による将来不安の解消、雇用の安定と質の向上などを通じ国民全体の底上げを求める、生活者・働く者の声にこたえた内容とはいえない。底上げが進まなければ、経済の好循環も実現困難であり、財政健全化の道筋も描けない。連合は、くらしと雇用の安定・向上に真につながる予算編成を求め、財政制度等審議会での意見反映や政府・政党への要請行動を展開してきた。引き続き、すべての働く者の底上げ・底支えと格差是正をはかる政策・制度要求の実現に向けて、全力で取り組んでいく。

### II. 経団連「2015 年版経営労働政策委員会報告」に対する連合見解

経団連は、2015 年 1 月 20 日に「2015 年版経営労働政策委員会報告」（以下「報告」と称する）を発表した。それに先立ち経団連は、1 月 1 日に『豊かで活力ある日本』の再生を発表した（以下「ビジョン」と称する）。「ビジョン」では、「2030 年までに目指すべき（2020 年代に実現

すべき) 国家像」として、「豊かで活力ある国民生活を実現する」を掲げ、わが国の未来に対する経済界の役割と決意が示されていると受け止める。

一方「報告」は、「ビジョン」にもとづく方向性を踏まえ、「働くことと国民生活のあり方」「社会保障のあり方」「労働力不足へのあり方」に対して国民が共有する「ビジョン」の議論が不可欠であるとしながらも、足元の個別企業の経済合理性を前面に出した内容を受け止めざるを得ない内容であり、看過できない点がある。

連合は 2015 春季生活闘争方針の策定にあたって、短期的な賃金交渉のあり方にとどまらず、中長期的なスパンでわが国経済・社会はどうあるべきかという観点で議論を進めてきた。また、現状の格差社会を克服していくためにも「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みを労使で実現していくことが必要である。そのためにも、すべての働く者の賃上げを起点とした経済の好循環をつくり出すことが不可欠であり、2015 春季生活闘争を通じて、労使が社会において果たすべき役割や次世代に対する責任を認識したうえで、わが国社会の明るい未来の実現のために、大所高所の観点から議論することが重要である。

今後経団連と連合との懇談会や各層での労使交渉など通じ、相違点については徹底した議論を行い、一致点については深掘りの議論を重ねていくことで、より多くの成果を生み出す闘争につなげていく(1月20日付「経団連『2015年版経営労働政策委員会報告』に対する連合見解」【別紙1】参照)。

### Ⅲ. 北海道内の経済情勢

1. 道内の経済概況について、北海道経産局(1月16日公表)は、昨年11月以降「緩やかな持ち直し基調が続くなか、弱い動きが見られる」に据え置いている。同様に、個人消費も、昨年11月以降、「持ち直しの動きに弱さが見られる」とし、全国を上回る物価上昇率により、道民の生活は厳しさを余儀なくされている。一方、生産活動は、「横ばいながらも弱含み」と7ヶ月ぶりに下方修正され、建設資材を中心に低調となっており、主要項目、全7分野のうち、前月に判断を下方修正した「公共工事」「観光」「住宅建設」など6分野は前月の判断を据え置いた。
2. 一方、道内の雇用情勢について、完全失業率は3.4%(7-9月)と減少し、有効求人倍率は、0.91倍と改善されているが、依然として全国平均1.04倍に比べて雇用をめぐる環境は厳しい状況が続いている。取りわけ、6割が非正規の求人となっていることに加えて、44歳以下の新規求職者割合が60.9%(前年同期62.8%)と微減しているものの、依然高止まり傾向にある。
3. 次に、新規高卒者の就職内定率は、10月末59.5%(前年同月比+9.4%)、11月末74.2%(前年同月比+6.3%)と、前年同期を大幅に上回っているが、全国平均84.1%と対比すると依然厳しく、就職を望む道内高校生の約26%、2,170人(前年同期に比べ569人減少)が未定となっている。

新規大卒者(12月1日現在:全国80.3%、北海道・東北地区78.4%:前年同期比+3.6%)を含め就職未内定のまま卒業を迎える事態が懸念されることから、卒業前就職への対策が重要となる。

### Ⅳ 北海道の当面の闘いの進め方

#### 1. 要求提出から交渉に向けた闘いの進め方

連合北海道は、12月19日「第58回地方委員会」で確認された「2015春季生活闘争方針」に加え、次の項について補強する(以下省略)。

(1) 2015 春季生活闘争「3本柱」の要求項目【再掲】

	「デフレからの脱却」「経済の好循環実現」に向けて	「底上げ・底支え」「格差是正」の実現に向けて
賃上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ すべての組合が月例賃金にこだわり、2%以上の賃上げを求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中小共闘は10,500円以上の要求を掲げるとともに、「最低到達水準」を設定し、この水準を上回ることとする</li> <li>➢ 企業内最低賃金協定の適用労働者の拡大をはかるとともに、賃金の底上げと格差是正をはかるために、仕事内容にふさわしい水準で協定化を行う</li> <li>➢ 非正規共闘は、正社員との均等処遇をめざす</li> <li>➢ 職場における男女平等の実現をはかる</li> </ul>
時短	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランス社会の実現をめざす</li> <li>➢ 総実労働時間1800時間への取り組みを加速する</li> <li>➢ 36協定特別条項の上限時間設定に関する協議を推進</li> <li>➢ コンプライアンスの徹底はもとよりワークルールの改善をはかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中小企業における労働時間週44時間を40時間に縮減</li> <li>➢ 中小企業超過労働時間割増率について、月60時間超部分を50%とする</li> </ul>
政策・制度実現の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 経済の好循環に向けた産業政策と雇用政策の一体的推進</li> <li>➢ 雇用の安定と公正労働条件の確保</li> <li>➢ 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進</li> <li>➢ 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現</li> <li>➢ 非正規公務員の処遇改善と公契約適正化の推進</li> </ul>	

(2) 賃上げ要求について

① 賃金引き上げ要求目安

平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額を賃上げ水準目標(6,000円)とし、賃金カーブ維持分(4,500円)を含め総額で10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める。

2014 闘争の道内の要求…加重平均7,846円(定昇相当4,294円、賃上げ分3,940円※未入力があるため合計は一致しない)、率で3.17%(定昇相当1.88%、賃上げ分1.41%※)

② 最低到達水準

【考え方】

格差是正を進めていくためには、賃金水準の底上げが不可欠であり、格差是正、底上げ・底支えをはかるために、連合本部は「連合リビングウェイジ」を基準とした「最低到達水準」を設定した。この水準は、年齢・業種・雇用形態を問わず、すべての労働者が人たるに値する生活を営むための最低水準として設定されたものであり、以下の水準をクリアすることをめざすとともに、構成組織は産業実態を踏まえつつ到達水準目標を設定する。

【解説】

労働基準法およびその解釈によると、労働者が人たるに値する生活を営むためには、標準家庭の生活も含め、その標準家族の範囲はその時その社会の一般通念によって理解されるべきとされている。連合本部は、標準家族の範囲として、共働き世帯が増加していることなどを踏ま

え、2人世帯と設定し、最低水準(ミニマム)として設定することから、母子と父子家庭を比較し低額であった父子家庭を標準家族として設定した。さらに、扶養親族もない単身労働者もいることから、単身世帯の水準も設定した。

**【連合リビングウェイジ】**

資料1参照

**【中小企業の底上げ・底支えに向けた要求項目】**

・北海道の連合リビングウェイジに基づく最低到達水準を設定する。

<単身世帯> ・自動車保有ありの月額 191,000円

・自動車保有なしの月額 145,000円

<2人(父子)世帯> ・自動車保有ありの月額 242,670円

・自動車保有なしの月額 197,670円

・要求基準 10,500円以上(賃金カーブ維持相当分4,500円)

**③ 賃金相場波及の取り組み**

中小の賃金水準は、地方における水準(地場相場)に少なからず影響されるが、今回設定した最低到達水準をクリアすることと、これまでの地域ミニマム賃金の設定の経過を踏まえつつ、地場賃金水準の開示(特性値※)に注力し、地域における職種別賃金の相場観を高める運動を進めていく。

**【職種別特性値(連合北海道2015地域ミニマム調査より)】**

職 種	第1十分位	第1四分位	中位数	第3四分位	第9十分位
金 属	200,800	230,400	245,900	268,900	291,000
食 品	165,700	192,500	235,900	319,700	396,100
資源・エネルギー	198,100	238,700	268,300	309,800	353,000
交 通・運 輸	155,000	181,500	204,100	223,000	243,900
サービス・一般	160,200	190,000	241,300	296,300	338,000
情 報・出 版	159,000	184,400	212,900	278,300	338,500
商 業・流 通	181,800	188,100	208,000	223,800	255,800

\*この数字は、連合北海道の春闘にエントリーした企業(北海道内で妥結する企業)の基本給であり、月例賃金の支給総額を示すものではありません。

**【地域ミニマム業種別特性値表(年齢ポイント別)】 資料2参照**

**(3) 2月末(地場・中小は3月末)までの要求提出と回答引き出しに向けた交渉配置**

各産別・単組は、原則2月末までに要求を提出するとともに、回答の引き出しについては可能な限り先行組合回答ゾーン(3月16日~20日、最大のヤマ場:3月18日)での回答引き出しに向け準備と交渉配置を進める。各部門別連絡会は、中核組合を中心に回答の集中化と情報の開示を積極的に行い、より波及力を高める。

**2. 産業別部門連絡会の開催について**

初期段階から集中回答日までの間に2回を目標に「産業別部門連絡会」を開催し、春闘方針(要

求内容)、交渉・妥結状況について情報交流を行う。また、今年新たに設定した地域ミニマム運動で収集した加盟組合賃金水準の特性値「最低到達水準」を公表し、地場における賃金の相場観を高める運動を進めていく。同時に、エントリー組合数・交渉結果開示の拡大、闘争態勢・単組指導の強化、「職場点検活動の実施」(別掲参照)運動に結集する。

各産別は、単組まで闘争指導を強化するとともに、地域における各種行動への参加を強めることとする。特に、月例賃金の引き上げ等や非正規労働者の時給の引き上げに向けては、組織内の合意形成が必要であることから下部指導・支援体制にも万全を期すこととする。

**【産業別部門連絡会日程】**

A部門	2月21日(土)～22日(日)	(金属・機械)	ジャスマックプラザ
B部門	2月9日(月)16:00～	(資源・化学・エネルギー)	連合5F会議室
C部門	2月3日(火)16:00～	(流通・食品・建設・一般)	連合5F会議室
D部門	2月2日(月)16:00～	(交通・運輸)	連合5F会議室
E部門	2月4日(水)16:00～	(情報・サービス)	連合5F会議室
F部門	3月2日(月)14:30～	(官公部門)	自治労会館3階役員会議室

**3. 中小・パート共闘の推進について**

**(1) 中小・パート共闘の取り組み**

2月12日(木)に「第2回中小・パート労働条件委員会」(15:00～連合北海道5階会議室)を開催する。非正規労働者も含めたすべての労働者の賃上げ要求について、全単組が要求化することを意思統一する。また、賃上げ以外に様々な労働条件などの底上げ・底支えにつながる取り組みとしての「職場点検活動の実施」運動(別掲参照)を展開し、組織化を意識した取り組みを進める。各産別・地協は、要求作りから交渉に至るまで産別や地域が関わりを強める。

**(2) エントリー登録【資料3】**

**《構成産別(単組)、地協(地区連合)》**

昨年は、335組合(前年:327組合)のエントリー登録が行われた。北海道方針に基づき、各構成産別(単組)段階における取り組みの強化によりエントリー組合の拡大を展開する。

また、地協(地区連合)との連携も図りながら、解消を進めている直加盟組合や、地域ユニオンなどの地場中小労組に対してもエントリー参加を求めながら、地場集中決戦方式への参加体制確立、地場中小への相場波及に向けて「要求・回答・妥結」について報告を求めることとする。

○ エントリー登録の報告期限(厳守)は2月27日(金)とする。

**(3) 企業規模間の賃金格差の是正に向けた公正取引の推進**

日本経済の活性化には、企業数の99.7%を占める中小企業の活躍が欠かせないが、企業の経営者は高齢化が進み、また、「2014年版中小企業白書」によると、中小企業数も減少が続き、2009年の420万社から2012年には385万社(道内15万3790社<企業数の99.8%>)と35万社減少している。

中小企業が利益を確保し、従業員の賃金・労働条件の向上をはかるためには、適正な価格で取引が行われることが重要となる。消費税増税分を取引価格に転嫁できたかどうかについて、日本商工会議所が実施したアンケート結果を見ると、企業間取引(B to B)では74.8%の事業者がすべて転嫁できていると回答したものの、消費者向け取引(B to C)では

55.8%と低い結果となっている。労働組合として、適正な取引関係の確立を推進する必要がある。このため、今次闘争期に以下の行動を展開する。

#### 《連合北海道、地協（地区連合）》

##### ① 春季生活闘争最大のヤマ場における街宣行動

日 時：3月16日(月)～20日(金)の5日間(予定) 早朝または日中帯に街宣行動を実施する。

場 所：全道13地協所在地

弁 士：連合北海道、各地協、連合北海道推薦議員団、候補予定者

動 員：地域の構成組織へ要請すること。

器 材：チラシを連合北海道独自に作成する。A4両面(春季生活闘争関係、労働規制緩和阻止と派遣法改悪阻止、特定秘密保護法の廃案など)

ポケットティッシュ入りチラシとして配布。

のぼり：既存の労働規制緩和阻止、派遣法改悪阻止、月例賃金の大幅引き上げ、地方財政の確立、特定秘密保護法の廃案、憲法解釈変更による集団的自衛権行使の容認反対などの6種類を活用し、街頭宣伝行動時に街頭に掲げ道民にアピールする。

##### ② テープ街宣の実施

3月10日(月)～3月20日(金)の間(予定)、平日の日中帯で、地協(民主党)宣伝車を走行させ、地協管内の市町村をテープ街宣により世論喚起を促す。テープは別途作成し送付する。

##### ③ 地域活性化に向けたフォーラムの開催(連合北海道)

「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」をメインテーマに掲げ、地域のあらゆる関係者との連携をはかり、「地元での若者の雇用促進」「地域活性化」と「公正取引」による地場産業の活性化と働く者の処遇改善を一層進めていくためのフォーラム(タウンミーティング)を開催する。労働者のみならず、行政、企業、住民も含め、あらゆる利害関係者が参加して地域全体の活性化に向けた必要な施策等について、対話、意見交換を行い、様々なネットワークをひろげることにもつなげる必要がある。

当面、連合北海道常駐部内に、「フォーラム」実行委員会を立ち上げ、具体的なテーマ、開催時期・規模・範囲などを含めた全体像を検討し明らかにする。

##### ④ 各種労働相談において、価格転嫁問題に該当するものがあれば連合本部に開設している「価格転嫁ホットライン」を案内する。

#### 《構成産別（単組）》

##### ① 組織内において、取引関係の発注者または受注者側に該当する企業がある場合は、適正な取引関係の確立を推進する方針を確立するとともに、その内容などについて各種会議や集会などにおいて周知し、適正な価格転嫁や取引関係の構築を促す。

##### ② 春季生活闘争最大のヤマ場における連合北海道、地協が取り組む地域街頭宣伝行動に積極的に参加し、賃上げに向けた喚起を世論に訴える。

##### ③ 「フォーラム」へ積極的に参加し、地域活性化に向けた一翼を担う。

#### 4. 非正規労働者の労働条件改善に向けた取り組み

道内雇用労働者の42.8%、95万6千人(全国38.2%、2,043万人)を数えるパートや契約、派遣などの非正規労働者の賃金・労働条件の改善を重点的に取り組む必要がある。

「平成 25 年の賃金構造基本統計調査」による道内の短時間労働者の 1 時間あたりの所定内給与額は 940 円で、全国平均額 1,030 円に対して、90 円の格差が生じている。また、正社員との賃金格差については、正社員の所定内給与額を時間換算したものを 100 とした場合、短時間労働者は 59.6(全国 56.8)であり、正社員賃金の 6 割水準にとどまっている。

連合総研が 2014 年 12 月に実施した「アンケート調査」によると、1 年前と比べた賃金は、中・大規模製造業の正社員には改善が見られるが、非正規労働者には改善が見られないうえ、今後の自分の収入に対する見通しも暗い。さらに過去 1 年間の世帯収入が「赤字」とする割合が、女性非正規労働者が主な稼ぎ手の世帯で 5 割を超える。

連合「2014 パート・派遣等労働者生活アンケート」によると不満や不安のトップは、「一時金・賞与がない・安い」(41.7%)、「賃金が安い」(38.9%)と続く。同調査には「いくら働いても、経験を積んでも賃金は上がらず、仕事は過酷になるばかりでモチベーションが上がらない」などの悲痛な声が多く寄せられている。

以上を踏まえ、職場における非正規労働者に関わる取り組みを促進するとともに、労働組合のない職場で働く労働者をも含めた社会的な波及と組織拡大をめざし、構成産別(単組)、地協(地区連合)、連合北海道が一体となり、以下の取り組み(行動)を展開する。

#### (1) 非正規労働者の時給引き上げ

連合が掲げる「誰もが時給 1,000 円」をはじめ、正社員との均等処遇実現に向けて取り組む

①連合リビングウェイジ「北海道の時間額 890 円以上」

②昇給ルールを導入(昇給分の確保)

③時給 37 円を目安に引き上げを求める

のいずれかを全構成組織が方針を掲げて交渉を展開し、成果にこだわることとする。

#### (2) 「職場から始めよう運動」の展開

「職場から始めよう運動」は、非正規労働者の処遇改善と組織化をめざし、職場組合員の理解浸透を図ることを目的に、通年的な取り組みと位置づけ展開している。今次闘争でも、同じ職場で働く者同士のつながりを強めるため、昨年引き続き取り組むこととする。

##### 《連合北海道》

① 2 月下旬～3 月上旬に、経済 5 団体(2/27)、労働局(2/27)、北海道(3/3)に対する要請行動を展開し、非正規労働者の時給引き上げをはじめ、法令の周知・遵守など非正規労働者の処遇改善を訴えていく。

② 各産業別部門連絡会や中小・パート労働条件委員会などの諸会議を開催し、非正規労働者の処遇改善、組織化などの取り組みの情報交換の場を設定する。

③ 連合北海道非正規労働センターと連携し、全国一斉労働相談ダイヤル(2/12～14)の周知活動(札幌地区連合と連携し、チラシ配布行動等)等を展開する。

##### 《構成産別(単組)》

① 産業別部門連絡会や中小・パート労働条件委員会等の諸会議へ必ず参加し、非正規労働者の処遇改善、組織化などについて、積極的に情報の開示・交換と共有をはかることに努める。

② 2015 春季生活闘争の時期を捉え、声かけなど職場における日常的なコミュニケーションを深めながら、「職場点検活動の実施」(別掲参照)運動と連携し、非正規労働者の実態把握に努める取り組みを全構成組織で取り組むこと。時期は、労使交渉本格化の前段を中心に取り

組むこととする。

- ③ 労働基準法等の法令遵守の点検を行うとともに、労働者派遣法・労働契約法の趣旨を理解し、労働条件の点検と正社員への転換ルールの明確化・導入・促進など、法規定を上回る制度の整備等をはかる取り組みを進める。最低でも、「就業規則と同様の労働協約を締結する」取り組みを昨年に引き続き展開する。
- ④ 非正規労働者の労働条件の改善に向けては、組織化が不可欠であり、企業内で働く有期契約労働者、60歳以降の再雇用者、パート・アルバイトなどの未組織労働者の組合員化に向けて積極的に取り組むこと。

#### 《地協（地区連合）》

- ① 地域での世論喚起、街頭宣伝を行い、広く社会にアピールする取り組みを展開する。  
今次闘争においては、2012年に改正された労働者派遣法、労働契約法の内容を、労働相談及び地域ユニオン等において情報提供や支援を行うこととする。
- ② 地場・中小の未組織企業への訪問（アンケート調査等）や、会社との団体交渉への参加により、労働者の置かれている実態を認識させるなど、組織拡大の取り組みと併せた行動を実践することを追求する。
- ③ 連合北海道、各地協において、2月12日（木）～14日（土）に全国一斉労働相談ダイヤル「ブラック企業労働相談ダイヤル」を開設する。

### （3）企業内最低賃金の取り組み

#### 《構成産別（単組）》

- ① 企業内最低賃金協定（以下「最賃協定」）の適用労働者の拡大と水準の引き上げは、すべての労働者に適用される地域別最低賃金に波及する。最賃協定は、個別労使間で従業員の賃金の最低額を定めるルールであり、適用労働者に非正規労働者まで含めるかどうかは、労使間の取り決め次第である。今次闘争においても、最賃協定の適用労働者拡大を求めていくこととし、すべての構成組織で適用労働者を拡大したうえ、少なくとも生活できる賃金水準（連合リビングウェッジ）の確保をはかること。また、経験豊富な労働者の時給が、未経験の高卒初任給を下回らないよう追求すること。

#### 《参考》 2014年北海道のリビングウェッジ[単身者の最低生計費をクリアする賃金水準]

① 時間額	890円	月例賃金	145,000円
② 2013北海道高卒初任給			150,200円(時間額916円)

- ② 特定（産業別）最低賃金にかかわる4業種については、引き続き、今次闘争でミニマム水準の大幅な引き上げに全力を傾注する。

#### 《参考》 2014特定（産業別）最低賃金審議決定状況

業種	時間額	引上額	引上率	地賃比率	部会採決日	発効日
鉄鋼	858円	16円	1.90%	114.7%	10月1日	12月1日
電機	794円	10円	1.28%	106.1%	10月2日	12月1日
乳糖	802円	11円	1.39%	107.2%	9月26日	12月1日
船舶	799円	12円	1.52%	106.8%	10月3日	12月4日

- ③ 上記①、②について、産業別部門連絡会にて要求内容の把握と単組交渉の状況・妥結結果などを共有し、指導・連携を強化しながら、適用労働者の拡大と水準の引き上げをめざす。

- ④ 連合北海道第1回最低賃金対策委員会を下記の日程で開催する。

日 時 2015年2月24日(火) 15時00分～

場 所 連合北海道5階会議室

内 容 ・対策委員会委員の確認について

・2015年度最低賃金取り組み方針(案)について

**(4) 「短時間労働者など非正規労働者の処遇改善に関する要求書(要請書)」の提出【資料4】**

**《構成産別(単組)》**

産別は、全単組において、2月末を目途に要求書の提出を指導すること。

**《地協(地区連合)》**

産別に所属しない単組においても、独自様式、あるいは連合北海道で示す「統一要求(要請書)」を参考にして、地協、地区連合が連携を図りながら要求書を提出し回答を得ること。

構成産別及び地協段階の取り組み集約期限は、1次3月末、2次は解決促進ゾーン後の4月末。集約結果は組織労働局へ報告すること。

**(5) 「官製ワーキングプアの解消と雇用の安定を求める全道統一要請行動」の取り組み**

**《地協(地区連合)》《官公部門産別(単組)》**

1～2月の各地協で開催される「2015 春季生活闘争地域討論集会」前段に実施する連合北海道「新卒者に関わる社会的キャンペーン行動」と連携を図り、再度の行動を計画している地協にあつては、関連する労働者の処遇改善に向けた要請行動を展開すること。その際、各級議員等とも十分に連携を図ること。要請内容については、自治体要請書(市町村自治体・総合振興局用)モデル【別紙2】を参考に提出し、可能な限り文書で回答を受けるよう取り組むこと。

また、官公部門連絡会(官公部門関係産別・単組)は、非正規労働者の現状把握から課題解決に向けた取り組みを展開し、組織化に向けた取り組みを具体化する。そのために組織内教宣、学習会の開催など組織内の意思統一を図るとともに、各地協・地区連合と十分連携を図りながら、全自治体における要請行動を展開すること。

## **5. 政策・制度の取り組み**

**(1) 連合が実現を求める政策課題**

「2015 年度 政策・制度 実現の取り組み」と「2015 春季生活闘争における労働条件改善の取り組み」を「運動の両輪」として、すべての労働者を対象にした生活改善・格差是正の運動を強力に進める。具体的には、①雇用の安定や暮らしの底上げ・底支え、②春季生活闘争における労使交渉の後押しを目指して取り組む。

**(2) 政策・制度実現に向けた連合北海道の取り組み**

① 2015 春季生活闘争における政策・制度の取り組みは、「地域における雇用対策の拡充」などを求める「社会的キャンペーン」を軸に、連合北海道・地協・地区連合が一体となって、商工団体や市町村等へ要請するとともに意見交換を行う。

② 2015 春季生活闘争における連合北海道の重点政策として、自治体要請書(市町村自治体・総合振興局用)モデル【別紙2】の課題に取り組むこととする。

## **6. 公務員の労働基本権確立、地方財政確立に向けた取り組み**

## (1) 地方財政確立に向けた取り組み

- ① 安倍政権の下で、国の政策意図を地方自治体に従わせる交付税の「補助金化」が進められている。2013年度には、地方公務員給与の引き下げのために交付税を減額し、2014年度では、「地域の元気創造事業」として3,500億円程度を新設し、行革努力分3,000億円（道府県分750億円、市町村分2,250億円）、地域経済活性化分500億円（道府県分125億円、市町村分375億円）とした。2015年度も「地域の元気創造事業」は、新設された「まち・ひと・しごと創生事業費（仮称）」に振り替えられ、地方交付税の趣旨をゆがめる地財計画が継続している。
- ② 「地方創生」については、地域経済を深刻な状況に追い込んだ過去の政策への検証と反省もなく、東京一極集中を是正するため、地域間の競争をあおる形で進めるならば、医療や福祉、教育などの公共サービス、公共交通など地域社会の基盤を損ない、道内産業の基盤である農林水産業の担い手確保をさらに難しくする恐れがある。本来、地方分権を進めることを通じて、地域の多様な課題への対応を図るべきである。  
「選択と集中」による「地方創生」に踊らされることなく、多様な地域の個性と資源を活かした産業振興と雇用創出をはかり、地域が主体となって域内経済循環を創り出すことが課題である。
- ③ 一方、安倍首相は昨年11月、消費税率の10%への引き上げの延期を決めた際、財政規律への配慮から「今年夏までに財政再建計画を策定する」と表明した。これを受けて、1月21日に自民党行政改革推進本部が「財政再建」の提言をまとめた。提言は歳出構造を見直すべき対象に社会保障費や地方公務員の人件費を挙げている。社会保障費は「高齢化に伴う伸びの範囲内に抑制する」よう訴え、毎年1兆円増える自然増分の削減額拡大を提唱。地方公務員の人件費は、「地方は官民の給与格差が大きい」との指摘を踏まえ、行革本部でも是正策を検討していく方針であることから、警戒を強めていく必要がある。

### 《地協（地区連合）》《連合北海道》

社会的キャンペーン行動による要請行動

各地協で開催される「2015春季生活闘争地域討論集会」前段に、(総合)振興局、市町村自治体への要請行動を、連合北海道と連携を図りながら取り組むこととする。

実施時期：1月30日（渡島、十勝）～2月20日（上川）までの期間

## 7. 雇用確保・創出に向けた取り組み

### (1) 「新卒者に関わる社会的キャンペーン行動」【要請書…別紙2】

#### 《連合北海道、地協（地区連合）》

(総合)振興局、市町村自治体、商工会議所や高校等への要請行動を取り組むこととする。

実施時期：1月30日（渡島、十勝）～2月20日（上川）までの期間

### (2) 地域における取り組み

#### 《地協（地区連合）》

連合北海道は、道内の高校新卒者の3年以内の離職率が、全国より10.9%高い50.5%（2011年3月の卒業生：北海道労働局調査）と、2人に1人以上にのぼっている。また、中小企業ほど離職率が高い傾向にある。

これまで、早期離職や失業に歯止めをかけるため、働いている側から見た仕事や労働条

件の実情を紹介し、学生と企業の「ミスマッチ」をできるだけ減らそうという狙いで、未来の組合員を対象とした就活応援セミナーを開催してきた。（これまで7回開催）

各地域においては、新卒者の就職支援、雇用確保に向けた取り組みの展開を引き続き追求するとともに、未組織中小企業に対するアクション行動を展開し、組織化を展望し、労働条件改善による定着率の促進を促すこと。

① 新規学校卒業者の3年以内の離職状況(2011年3月卒～2013年3月卒):北海道労働局発表

学 歴	区 分	計	男	女
高 校	全国	39.6%	33.4%	48.5%
	北海道	50.5%	47.1%	53.4%
大 学	全国	32.4%	27.5%	38.6%
	北海道	38.2%	34.6%	43.0%
短大等	全国	41.2%	37.4%	42.9%
	北海道	44.0%	41.8%	45.1%

② 規模別の離職状況(2011年3月卒の3年後の離職状況):北海道労働局発表

規模別	区 分	高校	大学	短大等
4人以下	全国	67.6%	60.4%	58.3%
	北海道	73.1%	69.9%	62.5%
5～29人	全国	58.2%	51.4%	49.0%
	北海道	59.9%	56.3%	52.1%
30～99人	全国	47.2%	39.6%	44.8%
	北海道	49.5%	37.0%	44.7%
100～499人	全国	36.8%	32.1%	37.5%
	北海道	46.6%	33.2%	40.4%
500～999人	全国	28.2%	28.7%	32.2%
	北海道	36.7%	35.8%	33.3%
1000人以上	全国	20.0%	22.8%	28.6%
	北海道	36.8%	32.1%	26.0%
規模別計	全国	39.6%	32.4%	41.2%
	北海道	50.5%	38.2%	44.0%

## 8. ワークルールの取り組み

### (1) 「STOP THE 格差社会!暮らしの底上げ実現」全道キャンペーン第3弾の取り組み

第189回通常国会終了までを視野に入れ、連合北海道、構成組織、単組、地域協議会、地区連合が総力を挙げた全道運動を展開する。【詳細は別途提起済み】

### (2) 職場点検活動の取り組み

《構成産別（単組）、地協（地区連合）》

すべての組織は、いわゆる「ブラック企業」問題を生じさせないことも含め、法律・労働協約の遵守や安全問題への対応を徹底させ、公正なワークルールの確立をめざすこと。今年度は、特に、適正な労働時間管理、非正規労働者の年次有給休暇取得の周知、派遣労働者の受け入れに当たっての労使協議などを中心に取り組むこととする。中小・地場組合の点検活動を強化するため、「職場点検活動のポイント」【資料5】を活用し、ワークルール等の遵守・徹底に取り組むこと。

### (3) 労働者派遣法に関する取り組みについて

労働者派遣法は、1986年7月（当時13業務に限定して労働者派遣解禁、現在26業務に拡大し期限なし。一般業務は最長3年に延長可能）に施行されて以来、一貫して規制緩和の流れが続いてきたが、2012年に民主党政権下で労働者保護の観点からの法改正が実現した。しかし、安倍政権は、派遣法の背骨ともいえるべき、常用代替防止や派遣期間制限のあり方を見直し、不安定雇用の増大に拍車をかけようと、第189通常国会に3度目の法案提出を目論んでいる。

こうした情勢下において、今次闘争では、派遣労働者を受け入れる企業の労働組合としても、派遣労働者の受け入れや労働条件への関与を強化していくこととする。また、派遣労働者の低賃金などの課題を放置しておくことは、正社員から安価な労働力としての派遣労働者への置き換えが進むことにつながりかねない。常用代替を防止するため、労働組合として派遣労働者の受け入れなどに積極的に関与していくこととする。

#### 【2012年改正法の内容】

- ①「事業規制」として、1) 日雇い派遣の原則禁止、2) グループ企業内派遣の8割規制、3) 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れる事の禁止
- ②「派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善」として、1) 有期雇用派遣労働者等の無期雇用への転換推進措置、2) 均衡を考慮した待遇の確保、3) マージン率等の情報提供の義務化、4) 待遇に関する事項等の説明の義務化、5) 労働者派遣に関する料金額の明示の義務化、6) 派遣先の都合で派遣契約を解除する時に講ずべき措置
- ③「違法派遣に対する迅速・的確な対処」として、1) 労働契約申し込みみなし制度（2015.10.1～）、2) 欠格事由の整備

#### 《連合北海道、地協》

連合北海道は、2月27日に経済5団体との労使懇談会において、法令遵守の点検・周知、労働協約の整備に向けた要請行動に取り組む。また、地協は、1月末～2月に実施する社会的キャンペーン行動において、商工会議所、建設業協会等の団体に対する要請行動を展開する。

#### 《構成産別（単組）》

2003年の改正により、一部一般業務で1年を超えて派遣労働者を受け入れる場合、事業主が派遣先の過半数労働組合などへ通知・意見聴取を行う義務が盛り込まれており、労使協議において、派遣労働者の実態及び通知・意見聴取についての確認を行うこと。

### (4) 高年齢者雇用安定法に関する取り組みについて

北海道労働局（10月31日）発表による昨年6月1日現在の道内における高年齢者雇用確保措置実施率は、98.9%（全国98.1%）と過去最高を更新している。従業員31人以上の企業では、「定年の定め廃止」は3.8%（214社）、「65歳以上定年の措置」は16.0%（897社）であり、多くの企業は「継続雇用制度」（80.2%＝4501社）となっており、雇用確保措置自体が未実施の企業は全体の1.1%＝62社（対前年比1.6ポイント減）と減少している。

また、継続雇用制度を導入している企業のうち、改正法の経過措置を利用せずに、希望

者全員を 65 歳まで継続雇用する企業の割合は 67.2%＝3026 社（前年比 2.0 ポイント増）、一方、経過措置適用企業は、32.8%＝1475 社もあり、報酬比例部分の老齢厚生年金の支給開始年齢に到達した以降の者に対象基準を設けて排除しており、あくまで希望者全員の 65 歳までの雇用確保に取り組む必要がある。

#### 《連合北海道、地協》

連合北海道は、2月27日に経済5団体との労使懇談会において、法令遵守の点検・周知、労働協約の整備に向けた要請行動に取り組む。また、地協は、1月末～2月に実施する社会的キャンペーン行動において、商工会議所、建設業協会等の団体に対する要請行動を展開する。

#### 《構成産別（単組）》

- ① 経過措置を利用し、その対象者の基準を労使協定で設定している構成組織は、高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、希望者全員を対象とした 65 歳までの継続雇用とする労働協約の締結に向けて労使協議を行う取り組みを展開する。
- ② 高年齢者雇用安定法で定める 3 つの雇用確保措置（ア. 65 歳までの定年の引き上げ、イ. 継続雇用制度の導入、ウ. 定年の定め廃止）のいずれかを導入するよう取り組むこと。
- ③ 対象者の組織化として、継続雇用労働者は労働組合の組合員とすること。

#### 【2012 年改正法の内容】（2013. 4. 1～）4 点

①継続雇用制度の対象を限定できる仕組みの廃止、②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、③義務違反の企業に対する公表規定の導入、④高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

#### 《地協（地区連合）》

経過措置を利用し、その対象者の基準を労使協定で設定している組合は、高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、企業内労働組合での労使協議に限らず、地域ユニオンに加盟する労働組合員の労働条件への対応が必要であり、必要によっては地協による団体交渉などでの対応を行う。

#### （5）労働契約法に関する取り組みについて

非正規労働者の約 8 割が有期契約労働者である。雇用の不安定さと労働条件の格差、キャリア形成の困難さなどの問題点を抱えた雇用形態である。また、雇止めを背景に、労働条件の切り下げが容易に行われたり、年休取得などの権利行使が阻まれたりする問題が指摘されてきたことから、民主党政権時代に雇用安定と処遇改善に向けた労働契約法が改正されたところである。

しかし、第 18 条の無期転換後の労働条件は、別段の定めがある部分を除いて直前の有期労働契約と同一になるとされており、低い処遇で固定化される恐れや、「別段の定め」による労働条件の引き下げの懸念があるなど、課題も残されている。

#### 【2012 年改正法の内容】（2013. 4. 1～）3 点

①無期労働契約への転換ルール（第 18 条）、②雇止め法理の法制化（第 19 条）  
③不合理な労働条件の禁止（第 20 条）

#### 《連合北海道》

連合北海道は、2月27日に経済5団体への要請行動を展開し、無期転換促進の取り組み、無期転換後の労働条件の対応、クーリング期間の悪用防止、労働条件の是正に向けた取り組みを進める。

#### 《構成産別（単組）》

法改正の趣旨を踏まえた構成組織の対応と、職場の非正規労働者の労働組合への加入に向けた

取り組みを進める。

- ① 有期契約労働者の雇用安定と処遇改善を実現するため、改正法の趣旨を周知徹底すること。
- ② 5年より短い期間での無期転換に向けた労使交渉・協議を行うこと。
- ③ 無期転換後は、原則正社員とする制度を導入すること。
- ④ 労働条件全般の点検と均等待遇を含めた処遇改善に向けた労使交渉・協議を行うこと。
- ⑤ 最低でも、「就業規則と同様の労働協約を締結する」取り組みを昨年に引き続き展開する。

#### 《地協（地区連合）》

改正法は、企業内労働組合での労使協議に限らず、地域ユニオンに加盟する労働組合員の労働条件への対応が必要であり、必要によっては地協による団体交渉などでの対応を行う。最低でも、「就業規則と同様の労働協約を締結する」取り組みを新たに展開する。

### 9. 春季生活闘争を通じた労働者自主福祉運動の取り組み

労働者自主福祉運動は、第2の賃金闘争として、可処分所得を引き上げるための有効な手段であり重要な役割を担っている。そのためには、労働者の相互扶助の原点である労働者自主福祉運動へ結集し、組合員・家族の生活向上に向けて、春季生活闘争の期間中を重点に、12月19日「第58回地方委員会」で確認された「2015春季生活闘争方針」に基づき取り組みを強化する。

### 10. 当面の日程

#### (1) 連合北海道 2015 春季生活闘争・統一自治体選挙闘争勝利 全道総決起集会

3月9日(月)18時から札幌市民ホール

各産別・単組は、最大限の結集を要請する。

#### (2) 各種行動日程

1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・連合北海道第2回闘争委員会（第4回執行委員会）1/28</li><li>・連合北海道第3回地協事務局長会議 1/28</li><li>・連合北海道第1回組織拡大推進特別委員会 1/28</li><li>・公務労協地方代表者会議(東京) 1/28</li><li>・北海道ブロック推進会議(渡島・十勝 1/31-2/1、胆振 2/7-8)</li><li>・各地協・春季生活闘争地域討論集会（1～2月）</li><li>・連合北海道第1回政策委員会 1/29</li></ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・連合北海道「交通・運輸」連絡会 2/2</li><li>・連合北海道C部門「流通・食品・建設・一般」連絡会 2/3</li><li>・連合北海道E部門「情報・サービス」連絡会 2/4</li><li>・平成26年度第1回北海道新卒者就職応援本部員会議 2/5</li><li>・2015 春季生活闘争 闘争開始宣言 2.5 中央総決起集会(東京) 2/5</li><li>・連合北海道B部門「資源・化学・エネルギー」連絡会 2/9</li><li>・連合北海道 第2回中小・パート労働条件委員会 2/12</li><li>・全国一斉「労働なんでも相談ダイヤル」開設 2/13-14</li><li>・医療(看護師)職場の意見交換会 2/13</li><li>・連合北海道青年委員会スプリングフォーラム 2/14</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回最低賃金全国担当者会議(東京) 2/16</li> <li>・連合北海道「金属・機械部門連絡会」第2回拡大幹事会 2/21</li> <li>・第1回連合北海道最低賃金対策委員会 2/24</li> <li>・北海道経済連合会主催「春季労使対策セミナー」 2/</li> <li>・連合北海道第3回闘争委員会(第5回執行委員会) 2/25</li> <li>・連合北海道第4回地協事務局長会議 2/25</li> <li>・=行政・経営5団体など関係機関への申し入れ=(2/27-3/3)</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合北海道F部門「官公」連絡会 3/2</li> <li>・北海道公務労協総決起集会 3/2</li> <li>・古賀会長とニューリーダー(青年・女性)の直接対話(KNT47)in 北海道 3/7</li> <li>・3.8 国際女性デー 3/7</li> <li>・「2015 春季生活闘争・統一自治体選挙闘争勝利 全道総決起集会」 3/9 (札幌市民ホール)</li> <li>・春季生活闘争・政策制度実現中央総決起集会(東京) 3/12</li> <li>・春闘ヤマ場全道一斉街宣行動 3/16-20</li> <li>・春闘全道テーブル街宣 3/10-20</li> <li>・連合北海道第4回闘争委員会(第6回執行委員会) 3/18</li> <li>・=先行組合回答ゾーン= 3/16-20 (最大のヤマ場 3/18)</li> <li>・=中堅・中小集中回答ゾーン= 3/23-31</li> <li>・=中小回答ゾーン= 4月中旬</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2回 産業別部門連絡会」 4/下旬</li> <li>・=解決促進ゾーン= 「地場 解決促進集会」 石狩 4/、渡島 4/</li> </ul>

以 上